## 災害時における救援物資提供に関する協定書

久喜市(以下「甲」という。)と三国コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)および、三国フーズ株式会社(以下「丙」という。)は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙及び丙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

## (協力の内容)

- 第2条 甲の市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙及び丙は以下の内容により協力するものとする。
  - 2 乙及び丙は災害対応型自動販売機【メッセージボード搭載型、キースイッチ搭載型】(以下「自販機」という。)の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。尚、乙及び丙が設置している自販機は別紙リストにて管理するものとし、リストは甲、乙及び丙確認の上年1回更新するものとする。
  - 3 乙及び丙は速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。
  - 4 乙は第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
  - 5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

## (自販機鍵の貸与)

- 第3条 乙及び丙は、前条第2項の飲料の使用を可能とするため、甲に対し自販機 鍵を貸与するものとする。
  - 2 甲は自販機鍵を甲の責任において保管・管理し、自販機鍵の管理責任者が 異動などにより交代する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

(要請の手続き)

第4条 この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書(様式1)を もって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要 請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

- 第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲、乙及び丙いず れかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもって継続するもの とする。
  - 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他 この協定に定めない事項については、その都度甲乙丙間で協議して定めるも のとする。

この協定の締結に伴い、旧久喜市、鷲宮町、栗橋町と締結された災害時における救援物資提供に関する協定は終了するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押 印の上各1通を保有する。

平成23年10月13日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市 久 喜 市 長

埼玉県桶川市加納180番地

乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社 埼玉第二支社支社長

埼玉県桶川市加納180番地

丙 三国フーズ株式会社 代表取締役社長